

兵労発基 0418 第4号

平成 31 年 4 月 18 日

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会

兵庫県支部長 殿

兵 庫 労 働 局 長



平成31年度全国安全週間の実施について

時下、ますますご清勝のこととお慶び申し上げます。

労働行政の推進に当たりましては、日頃から格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、厚生労働省及び中央労働災害防止協会の主唱により関係各位における安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、別添の「平成 31 年度全国安全週間実施要綱」に基づき、6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間、7 月 1 日から 7 日までを本週間として実施します。

つきましては、本週間の趣旨と実施事項等につきまして、貴会、支部傘下の会員事業場等にご周知をいただきますようお願いいたします。

平成31年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で92回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開してきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているが、平成30年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みである。しかし、休業4日以上の死傷災害については、転倒災害の増加等により3年連続で、前年を上回る見込みである。業種別では陸上貨物運送事業や第三次産業で増加率が高く、事故の型別では「転倒」や熱中症を中心とする「高温・低温の物との接触」で増加率が高くなっている。これらの要因としては基本的な安全対策が不十分なことによる災害の発生や、業種を問わず増加を続けている転倒災害が冬季を中心に発生していることが考えられる。

また、近年増加している高年齢労働者対策や、今後増加が見込まれる外国人労働者対策をはじめとする、就業構造の変化及び働き方の多様化に対応等も考慮した、日々の仕事が安全なものとなるような取組が求められる。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、平成31年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

新たな時代に PDCA みんなで築こう ゼロ災職場

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

(1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。

- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

- (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項
 - ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
 - ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
 - ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
 - ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
 - ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
 - ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施
- (2) 繙続的に実施する事項
 - ① 安全衛生活動の推進
 - ア 安全衛生管理体制の確立
 - (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるP D C Aサイクルの確立
 - (イ) 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
 - ウ 自主的な安全衛生活動の促進
 - (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - (イ) 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、K Y (危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ リスクアセスメントの実施
 - (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - (イ) S D S (安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化

学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）

オ その他の取組

(ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

(イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 建設業における労働災害防止対策

(ア) 一般的事項

a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用

b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施

d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

(イ) 東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策

a 幅轍工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施

b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 製造業における労働災害防止対策

(ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

(イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

(ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施

(エ) 装置産業の事業場における高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

(オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

ウ 林業の労働災害防止対策

(ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施

(イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

エ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

(ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施

(イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施

(ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

(エ) トラックの逸走防止措置の実施

(オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

オ 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

(ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

(イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知

(ウ) 職場点検、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、

- 危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
- (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発
- ③ 業種横断的な労働災害防止対策
- ア 転倒災害防止対策（S T O P ! 転倒災害プロジェクト）
- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
- (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用
- イ 交通労働災害防止対策
- (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ウ 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
- (ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実
- (イ) 非正規雇用労働者、技能実習生等の外国人労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化 (ウ) 母国語や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- (エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施
- (オ) 高年齢労働者に配慮した職場改善の実施
- エ 熱中症予防対策（S T O P ! 熱中症 クールワークキャンペーン）
- (ア) W B G T 値（暑さ指数）の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施
- (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
- (ウ) 自覚症状の有無にかかわらない水分・塩分の積極的摂取
- (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認
- (オ) 熱中症予防に関する教育の実施
- (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請
- (キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

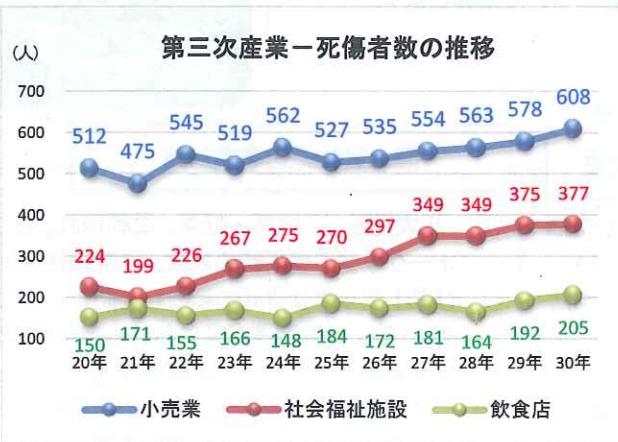
◆ 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり ◆

兵庫労働局労働基準部安全課

兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画（以下「13次防」といいます。）の2年目にあたり、初年度（平成30年度）増加した労働災害を減少させ、13次防の周知と目標達成に向け、労働災害防止対策の一層の推進を図ります。

特に、安全確保の要点である働く人の命を守るという原点に戻り、死亡災害の大幅削減に取り組みます。

1 現状と課題



(出典：労働者死傷病報告)

死亡災害

平成30年における全産業の死者数は36人で、平成29年と比較して6人(20.0%)の増加となり、13次防初年度の減少目標であった死者数29人以下は達成出来ませんでした。「業種別」で見ると、製造業は6人で、前年の8人から2人(25.0%)減少しましたが、建設業は12人となり、平成29年の12人から減少はありませんでした。

製造業の死者6人のうち、はまれ・巻き込まれ災害が2人、建設業の死者12人のうち、墜落・転落が6人と在来型災害による死亡災害が多発しました。

その他、陸上貨物運送事業で7人(対前年比3人増加)、第三次産業で10人(対前年比5人増加)と平成29年と比較して増加となりました。

「事故の型別」では、「墜落・転落」が13人で最も多く、次いで「交通事故」が11人、「はまれ・巻き込まれ」が4人、「熱中症」が3人となりました。

死傷災害

平成30年における全産業の死傷者数は5,042人で、平成29年と比較して、248人(5.2%)増加しており、13次防の初年度の減少目標であった死傷者数4,746人を上回る結果となり、平成20年以降、5,000人を上回る死傷者数となりました。「業種別」でみると、製造業は1,209人で、平成28年から2年連続の増加(対前年比4.3%増)となり、建設業は518人で、9.3%増加に転じ、陸上貨物運送業は653人で、5.5%増加となりました。

第三次産業のうち、小売業、社会福祉施設、飲食店は、増加する傾向に歯止めがかからず、平成20年以降、最多の死傷者数となり、中でも小売業の608人は、建設業よりも多く発生する結果となりました。

「事故の型別」では、「転倒災害」が1,148人で最も多く、次いで「墜落・転落災害」775人、「動作の反動・無理な動作」638人、「はまれ・巻き込まれ災害」595人、「交通事故」410人となっています。

2 目標

2019年度は、「兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画」の2年目であることから、労働災害の減少目標（死亡者数を2017年と比較して2022年までに15パーセント以上減少、死傷者数を5パーセント以上減少）を達成するため、今年度は、「労働災害による死亡者数を28人以下、休業4日以上の死傷者数を4,698人以下」とすることを目標として、以下の労働災害防止対策を積極的に推進します。

3 本年度の重点的取組

◆ 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進 ◆

建設業対策	製造業対策	林業対策
<ul style="list-style-type: none">(1) 労働安全衛生規則（以下「安衛則」）に基づく足場からの墜落防止措置、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく対策の周知徹底を図ります。(2) フルハーネス型墜落制止用器具（安全帯）に係る「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」（平成30年6月22日付け基発0622第2号）の周知を図ります。(3) 豪雨、台風被害の災害復旧関連工事は、発注機関、関係団体等と連携して労働災害防止対策を徹底します。	<ul style="list-style-type: none">(1) 重篤な機械災害となる「はさまれ・巻き込まれ災害」、食品加工用機械による「切れ・こすれ災害」の防止を重点に、労働災害防止対策を徹底します。(2) クレーン、移動式クレーン作業及び玉掛け作業に係る死亡労働災害を防止するため、クレーン作業時の安全対策、玉掛け作業の安全に係るガイドラインの指導を行います。(3) 高経年設備の劣化状況の調査結果を活用し、計画的な設備の更新、優先順位を付けた設備の定期的な点検・補修等の実施について指導します。	<ul style="list-style-type: none">(1) 伐木作業の安全対策が適切に図られるよう、伐倒時の危険防止、かかり木処理の禁止事項等の改正安衛則（平成31年2月）の周知徹底を図ります。(2) (1)の安全対策は伐木作業等を行う全ての業種を対象とします。

リスクアセスメント・労働安全衛生マネジメントシステムの普及・促進に努めます。

◆ 労働災害の減少がみられない業種等への対応 ◆

第三次産業（小売業、社会福祉施設、飲食店）対策	陸上貨物運送事業対策
<ul style="list-style-type: none">(1) 13次防の計画期間を通じて「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動（以下「安全推進運動」という。）」を展開し、管内の主要な多店舗展開企業等の本社等に対し、安全推進運動の周知を図ります。(2) 荷主となる小売業・飲食店等に対して、店舗バックヤードでのロールボックスパレットによる労働災害防止の周知徹底を図ります。	<ul style="list-style-type: none">(1) 5大災害（①墜落・転落、②荷崩れ、③フォークリフト使用時の事故、④無人暴走及び⑤トラック後退時の事故）を防止するため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインの周知を図ります。(2) 「陸運業向け未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル」の周知を図ります。

◆ 業種横断的な労働災害防止対策の推進 ◆

転倒災害防止対策 (STOP! 転倒灾害プロジェクト)	交通労働災害防止対策	非正規雇用労働者等の 労働災害防止対策
<ul style="list-style-type: none">(1) 労働災害防止団体等とも連携し、「今後の転倒災害防止対策の推進について」（平成28年1月13日付け基安発0113第5号）に基づき、「STOP! 転倒灾害プロジェクト」の周知、指導を行います。(2) 転倒による災害事例を示し、身近な取組事例を紹介することにより、4S活動やKY活動の推進を図ります。 <div style="text-align: center;"><p>STOP! 転倒灾害 プロジェクト</p></div>	<ul style="list-style-type: none">(1) 春、秋の交通安全運動実施期間、全国安全週間及び同準備期間等の機会を捉え、警察署、関係行政機関等とも連携して、広く「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成25年5月28日付け基発0528第2号、平成30年6月1日最終改正）の周知啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none">(1) 高年齢者に配慮した安全推進運動の周知に併せて「エイジアクション100」の周知を図ります。(2) 「派遣労働者に係る労働条件及び安全衛生の確保について」（平成27年9月30日付け基発0930第1号）等に基づき、特に派遣労働者に対する安全衛生教育等の周知、指導を図ります。(3) 「外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が適切に対処するための指針」（平成19年8月3日厚生労働省告示第276号）に示す安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育等の実施等の周知、指導を図ります。